



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	2
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	2
○保安林の指定の予定 (")	2
○保安林の指定 (")	2
◎基本測量の実施の通知 (4件) (用地対策課)	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	3
○換地処分公告 (")	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県公営企業局告示	
◎高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	4

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第46号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を

改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県安芸福祉保健所」を「高知県安芸福祉保健所 高知県幡多児童相談所」に、「高知県中央児童相談所 高知県幡多児童相談所」を「高知県中央児童相談所」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

告 示

高知県告示第317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、芸西村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
馬ノ上	里遣	28の一部、29の一部、30の一部、31から33まで、34の1、34の2	馬ノ上	井ノ内
	大木ケ本	35の一部、36の一部、38の一部、39の一部		
	里遣	28の一部、29の一部、30の一部	西ノ久保	
	大木ケ本	35の一部、36の一部、38の一部、39の一部、41、42のイ、42のロ、43、44、46 42のイの地先の道路及び堤である村有地の全部		
刈谷ケ内	48、49、50の1、51の1、52の1、53の1、53の2、54の1、56の1、57の1、57の2			

稲田	64の一部、65の1の一部、66の1の一部	広内	
西ノ久保	61の一部、62の一部、63の一部		
稲田	64の一部、65の1の一部、66の1の一部、67の1、69の1、69の2、69の3、70の1、70の2、71から75まで		
廣内	76から79まで、81から90まで		
七長	91から93まで、94の一部、95の一部		
涼堂	96の1、96の2、107、108、109の1の一部		
安ケ内	137の一部、138の一部、145の一部、146の一部、147、148の一部		
七長	94の一部、95の一部		安ケ内
涼堂	109の1の一部、109の2の一部、110の一部		
若宮谷	111の一部、125の一部		若宮谷
上野	188の一部		
涼堂	109の1の一部、109の2の一部、110の一部		
安ケ内	126の一部		
上野	188の一部、189の一部	東路	
若宮谷	118の一部、120の一部、122の一部、123の一部、124の一部		

安ケ内	126の一部、127の一部、 128の一部
上野	187、188の一部、189の 一部、190から194まで、 195のイ、195の2、195 の3
北ノ岡	205から207まで
東山	4350の1

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である村有地の一部を含むものとする。
2 上記地番は、平成21年12月11日現在の登記簿による。

高知県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成22年4月1日	株式会社キッズ 土佐市甲原680番地2	たんぼぼデイサービス 土佐市甲原678番地2 通所介護 介護予防通所介護
平成22年4月1日	社会福祉法人須崎福祉会 須崎市上分丙1758番地2	老人デイサービスセンターしろやま 須崎市鍛冶町2番10号 通所介護 介護予防通所介護
平成22年4月1日	佐川町 高岡郡佐川町甲1678番地	佐川町デイケアセンターさくら荘 高岡郡佐川町甲1678番地 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

平成22年5月1日	有限会社それいゆ 高知市春野町仁ノ 3291番地	デイサービスはっする 土佐市高岡町甲232-8 通所介護
-----------	--------------------------------	------------------------------------

高知県告示第319号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡馬路村魚梁瀬字岩川山781の76
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第320号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町三間川字淵ノ上254の2、字シレイ畑278、279の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字淵ノ上254の2・字シレイ畑278（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、279の2
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第321号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町拳ノ川字カゲンバタ303、2214の1から2214の4まで、2217の1から2217の3まで、字アセリヨリ2261の1、2261の2、2263の1から2263の3まで、字嵐山2212の1、2212の2、字勇山2213の8、字泉ヶ谷2218の2から2218の5まで、2222の2から2222の4まで、字畝崎2317の2から2317の4まで、字大亀ス645、646、2254、字大バイ2389の2、2389の4、2390の2、2390の3、字案山子谷2329の2、字笠松ノ下2342の2、2342の3、字カタワラ2234の1から2234の3まで、2235、字川原田2298、2299の1、2299の2、字北ランヂ2308の2、字キビシリ2346の2から2346の6まで、2347の2、字キリモ々2282の1、2282の2、字口流田1130、1131、2312の2、字小坂山2226、2227、字小谷2224の2、字コバサコ2326の2、字コバノ川2372の2から2372の15まで、字コハノキ2373の2、2373の3、2376の2、字才原田2265のロ、字下道ノ路2345の2、2345の3、字下ヤナギダニ2245の2、字正後庵2366の1、2366の2、2367の1、2367の51、字城ヶ谷2300、2302の1から2302の3まで、2304、2305の1から2305の3まで、字瀧山2296の1、2296の2、字竹ノ本2284の1、字タノタニロ2271の1から2271の6まで、2272の1、2272の2、字ツヅラ谷2393の3、2393の4、2395の2、2395の3、字ツバイゲ2331の2から2331の7まで、字出合口2229の1、2230、字手水石2247の2、字寺中2354、2355、2357、2358の1から2358の3まで、2359、2360、字ナカサコ2318の2、2318の3、字長瀬2195の20、字中谷2253の2、2253の3、字西ノ路山2294の41、2294の54、2294の55、字入道2348の2、2348の3、2350の2から2350の8まで、字墓ノ切2239の1、2239の2、字長谷2377の2から2377の6まで、2378の2、字東谷ノ上2268の1から2268の4まで、字東長谷2379の2から2379の4まで、字ヒキガフチ2250の2、字ヒノキクイ2197の1、2197の3、字冬越2320、字マツカサコ781、字道ノゾ2343の2から2343の8まで、2344の2から2344の5ま

で、字南山2398、2400の1、2400の2、字宮ヶ谷503、字ムタニ口2257の1、2257の2、字メガラダニ2328の2、字モチダ2259の1から2259の3まで、2260、字森四郎2287の1・2289の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2286の1から2286の18まで、2287の2から2287の7まで、2289の2、2289の3、字森四郎セイモト911、912、2290の1から2290の3まで、2291の1から2291の3まで、2292の1から2292の8まで、2293の1から2293の4まで、字柳サコ2370の1から2370の5まで、字山ノ谷2225の2から2225の4まで、字山本屋敷2202、2204、2205の1、2206から2210まで、2211のイ、字ヤライ山2363の1、2363の16から2363の21まで、字ヨコボキ1936の2、字ランヂ2258の1から2258の6まで

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第322号
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成22年5月28日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）
当該区域の空中写真撮影並びに現地画像基準点測量を実施し、空中写真から標高データ及びオルソ画像を作成する。
- 2 作業期間
平成22年4月30日から平成23年3月22日まで
- 3 作業地域
南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市及び土佐郡大川村

高知県告示第323号
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
 - 2 作業期間
平成22年5月10日から平成23年2月25日まで
 - 3 作業地域
室戸市及び幡多郡大月町
- 高知県告示第324号**
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
 - 2 作業期間
平成22年5月10日から平成23年3月31日まで
 - 3 作業地域
高知県全域
- 高知県告示第325号**
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間
平成22年6月1日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
高知市、須崎市、四万十市、香南市、土佐郡大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、禰原町、津野町及び四万十町並びに幡多郡黒潮町

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成22年5月28日

	役名	氏名	住	所
(退任)				
理事	野中	良信	高知市五台山2488-3	
	〃	長崎	〃	1230-3

〃	横田	正人	〃	〃	3036		
〃	竹内	清幸	〃	介良乙1381-2			
〃	藤田	太郎	〃	介良丙 436			
〃	横田	昌幸	〃	五台山2209			
〃	横田	水穂	〃	〃	2191		
監事	横田	義治	〃	〃	3053		
〃	北村	洋一	〃	〃	2185		

(就任)

理事	野中	良信	高知市五台山2488-3
〃	小野	俊司	〃
〃	北村	洋一	〃
〃	谷川	喜久	〃
〃	鍋島	俊郎	〃
〃	竹内	清幸	〃
〃	野中	清文	〃
監事	大野	幸彦	〃
〃	横田	和秀	〃

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山南土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成22年5月28日

						高知県知事 尾崎 正直	
役名	氏名	住	所				
(退任)							
理事	中村	正尚	香南市香我美町下分1499-1				
〃	中嶋	甲英	〃				
〃	足達	弘幸	〃				
〃	足達	泉	〃				
〃	白石	陽一	〃				
〃	足達	正廣	〃				
〃	山本	邦雄	〃				
監事	山本	敏道	〃				
〃	長崎	健二	〃				
(就任)							
理事	中村	正尚	香南市香我美町下分1499-1				
〃	足達	弘幸	〃				
〃	黒石	光男	〃				
〃	足達	輝起	〃				
〃	足達	泉	〃				
〃	足達	正廣	〃				
〃	白石	陽一	〃				
監事	山本	邦雄	〃				
〃	長崎	健二	〃				

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）に係る芸西2期地区（原池換地区）の換地処分を平成22年4月22日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年3月24日 21高都計第725号	香美市土佐山田町宝町五丁目1番ほか	愛媛県宇和島市和霊町1211番地 株式会社中四国セイムス

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年5月28日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

病院名	委託業者		委託期間
	所在地	名称	
高知県立安芸病院	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
高知県立幡多けんみん	〃	〃	〃

病院			
----	--	--	--

人 事 委 員 会 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第25号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「裏面の」を「、裏面の」に、「名称及び」を「、名称及び」に、「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同様式裏面中「「自宅」を「、自宅」に、「記載不要」を「、記載不要」に、「5/1、」を「、5/1、」に、「支給対象期間中」を「、支給対象期間中」に、「該当するものを」を「該当するものの記号を」に改める。

別記第12号様式中「名称及び」を「、名称及び」に、「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

別記第12号様式の2中「名称及び」を「、名称及び」に、「第56条の2第1項第2号」を「第56条の3第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第26号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第19の1 大学卒の六 大学4卒の項(2)中「国立看護大学校看護学部」を「独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部（旧国立看護大学校看護学部を含む。）」に改める。

別表第30備考2中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年5月28日

高知県警察本部長 北村 博文

- 任意契約に係る物品等の名称及び数量
 - IC用カード基体（優良） 300枚3入 一式
 - IC用カード基体（一般） 300枚3入 一式
 - IC用カード基体（新規） 300枚3入 一式
 - IC化用リボンセット 7種2,000枚 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 任意契約の相手方を決定した日
平成22年3月31日
- 任意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 任意契約に係る契約金額
 - 1箱につき537,705円
 - 1箱につき537,705円
 - 1箱につき537,705円
 - 1箱につき147,000円
- 契約の相手方を決定した手続
任意契約
- 任意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため